

令和4年度 第1回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日(月)午後2時～4時

2. 開催場所 市庁舎5階 小委員会室

3. 出席者

【会長】 東邦大学 教授 朝倉 暁生

【委員】 習志野法曹会 大谷 寛子

千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会 後藤 京子

習志野市民生委員児童委員協議会 五関 清

習志野市健康づくり推進協議会 佐藤 佐知子

習志野商工会議所 芦澤 直太郎

勇気づけ育児の会 緒川 由里子

公募委員 土肥 洋子

公募委員 西田 文恵

【事務局】 協働経済部 部長 根本 勇一

次長 小倉 一美

男女共同参画センター 所長 中村 裕美

主幹 大塚 良子

主任主事 深澤 佑子

主任主事 川野 晃史

【その他】 特別傍聴人 1人

傍聴人 1人

4. 議題

1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業の取り組み状況について

2) 事業評価部会に係る対話の実施方法について

3) 習志野市男女共同参画事業評価部会の委員の指名について

4) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について

5. 会議資料

事前配布資料1 第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業の取り組み状況について

事前配布資料2 第3次男女共同参画基本計画 事業評価シート

事前配布資料3 第3次男女共同参画基本計画 管理指標一覧(令和3年度)

事前配布資料4 習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領

事前配布資料5 平成29年度～令和3年度の対話のテーマ

事前配布資料6 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について

当日配布資料1 令和4年度 男女共同参画センター主要事業

当日配布資料 習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査 報告書

6. 議事内容

1) 会長の選出

指名推薦により朝倉委員を選出。

2) 副会長の選出

会長一任により大谷委員を選出。

3) 会議の公開

4) 会議録の作成等について

5) 会議録署名委員の指名。

朝倉会長から会議録署名委員として、後藤委員、五関委員を指名。

6) 諮問

新型コロナウイルス感染症予防の観点から会長席に諮問書を机上配布。市長挨拶後、退席。

7) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業の取り組み状況について

【男女共同参画センター中村所長】 習志野市第3次男女共同参画基本計画は、計画期間を令和2年度から令和7年度の6年間、全116事業、延べ146件について、取り組んでいる。計画期間の2年目である、令和3年度が終了し、男女共同参画センターを含む各事業担当課の自己評価があがっている。これを一覧表にしたものが、事前配布資料2となる。新しい委員の方もいるが、事前配布資料の様式については、昨年度から少し変更している。本日は、事務局で整理した、事前配布資料1で説明させていただく。

1. 各事業担当課による評価結果について、令和2年度は新型コロナウイルスによる影響を受け、事業担当課の評価が低かったという傾向があった。令和3年度においては、感染症対策を図りながら取り組んでいることが確認できた。

(1) 基本目標別事業の貢献度については、事業に取り組んだ各担当課が、本市の男女共同参画の推進に貢献できたかどうか、SからDの5段階による自己評価を行い、それを基本目標別に整理したものである。基本計画は、「Ⅰ 人権が尊重される社会づくり」から「Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり」の5つの目標によって構成されている。

「Ⅰ 人権が尊重される社会づくり」は52事業67件、「S 大いに貢献できた」が9件、13.4%、「A 貢献できた」が50件、74.6%。同様に「Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」は12事業19件で、「A 貢献できた」が9件、47.4%。「Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり」は28事業34件、「S 大いに貢献できた」が4件、11.8%、「A 貢献できた」が23件、67.6%。

「Ⅳ 心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり」は16事業18件、「S 大いに貢献できた」が1件、5.6%、「A 貢献できた」が15件、83.3%。「Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり」は8事業、「S 大いに貢献できた」が2件、25.0%、「A 貢献できた」が1件、12.5%。延べ146件において、男女共同参画の推進に貢献できたかどうかについては「S 大いに貢献できた」が16件、11.0%、「A 貢献できた」が98件、67.1%。参考として、令和2年度の貢献度を掲載している。比較して見ると「S 大いに貢献できた」や「A 貢献できた」の割合が増え、「C 貢献できなかった」、「D 事業を実施できなかった」の割合が減少していることが確認できる。事前配布資料1の2ページ目上段は基本目標別の「S 大いに貢献できた」と「A 貢献できた」の割合を表したものである。

(2)重点施策別の貢献度について、第3次男女共同参画基本計画の中には、特に力を入れて取り組むとして、6つの重点施策(33事業延べ件数45件)を設定している。「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」8事業10件について、「S 大いに貢献できた」が3件、「A 貢献できた」が7件。同様に、「市政における女性の参画の推進」は4事業5件で、「A 貢献できた」が3件。「事業所等における多様性ダイバーシティの促進」は3事業9件、「A 貢献できた」が3件。「防災における男女共同参画の促進」は2事業、「A 貢献できた」は1件。「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」は3事業5件、「S 大いに貢献できた」が2件、「A 貢献できた」が1件。「家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援」は13事業14件、「A 貢献できた」が12件。重点施策のうち、「S 大いに貢献できた」及び「A 貢献できた」の割合について、事業所等における多様性(ダイバーシティ)の促進は、昨年に引き続き、50%を下回る結果となった。働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進は昨年は40%であったが、60%に上昇している。貢献度の低かった「C 貢献できなかった」「D 事業を実施できなかった」の取り組みについて、「C 貢献できなかった」は延べ146件中4件、うち令和2年度に引き続き貢献度Cだったものは3件。基本目標Ⅰでは1件、事業コード36-2「デートDVに関する啓発」である。基本目標Ⅱは2件、事業コード54と57-6 が貢献できなかったとの自己評価が出ている。基本目標Ⅲは、事業コード75の1件。「貢献度D 事業を実施できなかった」は延べ146件中10件。基本目標Ⅰでは4件が実施できなかったと回答。事業コード10「男女共同参画に関する意識調査の実施」について、これは男女共同参画センターの事業であるが、第4次男女共同参画基本計画策定のための意識調査に取り組むもので、令和6年度に取り組む予定としている。事業コード25「公的書類への性別欄掲載廃止の周知」については、平成30年6月に性別欄の廃止ができないかという調査を庁内に向け、令和2年5月に追跡調査をしている。検討中と回答した40件について、確認するとともに今後周知を図っていこうと考えている。基本目標Ⅱでは新規事業1件を含む3件が昨年に引き続き事業を実施できなかったとしている。事業コード57-4 は、事業実績のところに「周知を行っていない」という記載があったため担当課に確認したところ、障がいのある人の自立に向けた相談支援事業を実施しており、その事業を5事業所に委託している。毎年市が監査を実施しており、その際に制度周知を図ることを計画に位置付けているが、コロナ禍のため令和3年度は監査を実施しなかったことから、未実施という回答が出ているということを確認した。基本目標Ⅳで2件、いずれも感染症の影響を受け事業実施に至らなかったものである。基本目標Ⅴも1事業が実施できなかったとの回答。事業コード113、こちらは男女共同参画センターの事業である。コロナ禍であり、男女共同参画施策庁内推進会議及び庁内担当者会議が開催できていないことから、実施できなかった。今年度は会議の持ち方について検討し、取り組んでいきたいと考えている。

2 管理指標に関する評価については、これまで説明してきた5段階の評価とは異なり、全計画のうちの延べ30件について、あらかじめ数値目標を設定し達成できたかどうかを見るものである。管理指標の達成状況は目標数値達成が22件、73%で、昨年の目標数値達成は13件、43%。未達成は6件、実績なしは1件となっている。令和3年度事業の取り組み状況について、審議をお願いしたい。

【朝倉会長】確認をしたいのだが、令和3年度事業評価というのは、審議事項1「令和3年度事業の取り組み状況」、協議事項1「令和3年度事業評価に係る対話」を含めて事業評価ということだが、審議事項と協議事項に分けているのには何か理由があるのか。

【男女共同参画センター中村所長】「事業評価に係る対話の実施」についてはテーマを決めるということと、審議会すべての委員ではなく、事業評価部会に参加する委員を決めていきたいということで協議事項として

いる。最終的には本日説明した内容と7, 8月予定の事業評価部会の対話の結果をもって、全体と重点施策を併せ持った答申をいただきたいと考えている。

【朝倉会長】第3次男女共同参画基本計画というものがあり、それぞれの事業について、S・A・B・C・Dの担当課からの自己評価という形で、その評価がついている。今そのS・A・B・C・Dの分布状況について、それぞれの目標ごとに、何が何パーセントであるという話があった。もちろんそのCやDがついているところは、何らかの事業として改善が必要であるということになるが、実施できなかったということに関しては、その担当課の問題と含めて、そもそも基本計画の建てつけに問題があった可能性もあるので、我々審議会できちんと課題として認識して、答申に盛り込んで今後の基本計画策定あるいは改定の時に、気をつけてほしいということをして市長に返すことになる。そのため、その担当課に対して、改善を依頼すると同時に、我々が基本計画づくりにおいて今後参考にしていくことになる。例えば、CやDという話があったが、特に昨年度の場合は、新型コロナの影響で様々な対面型の相談会や授業ができなかったというようなことがあった。ただ、それは令和2年度の話である。令和3年度に関しては、それをわかった上でのことなので、なるべくコロナを言い訳にしないで1年間進めてもらった中身である。ただ、いくつか貢献できなかった、あるいは事業が実施できなかったというのが、2年間にわたって、同じような状況であったものというのは、もしかしたら建てつけのほうを見直す必要があるのではないかとということも含めて、皆さんから意見をいただきたいというのが今の取り組み状況についての話である。

もう1点、それとは別に重点施策というものが、6つ掲げている。この中で、毎年一つに絞って、担当課を招いて対話の形で事業評価をする。重点施策なので、やはりそれは重点的に進めていただきたいということである。これも5年くらい前から始めており、重点施策ごとに担当する課の職員を招いて、事業評価部会のメンバーと一緒に、この事業はどうか、あるいは何か困ったことがないかということを行っている。今年度のテーマと担当者を決めたいというのが協議事項になる。評価そのものが2層構造になっているというように理解いただきたい。それを踏まえて、今の審議事項の(1)、全体的な評価について、事務局から説明した資料に質問・意見があればいただきたい。

【大谷副会長】事業コード36-2のデートDVに関して、事業実績の「男女共同参画センター主催の会議」というのが具体的にどういう会議で、デートDVに対する提案というのは何だったのか。

【男女共同参画センター中村所長】担当課が男女共同参画センター主催の会議と記載してきたため、あえて訂正をしていないが、これは去年の事業評価部会の対話を指している。

デートDVに関する提案については、学校教育課から、コロナ禍で学校が再開されてから児童虐待の相談件数が増加しているという意見があり、新型コロナウイルス感染症による影響として、ストレスの発散がうまくできない子供が増加している、保護者のメンタルヘルスの視点が必要だということで意見をもらっている。

【大谷副会長】それはデートDVに関する提案なのか。担当課が言ったことなのでここで言っても仕方がないが、事業実績や事業実績における課題があまりかみ合っていないと思う。できていないならできていないで仕方がないと思う。コロナを言い訳にしないという言葉が先ほどあったが、何ができて何ができてないのかわからないと、その事業が実現可能かどうかという判断もできない。そこまで具体的に書かなくても良いが、例えば、デートDVに対する認識を新たにしたいというのであればそれでいいが、そこまではできたけれども、その事業内容が生徒に対してフィードバックできなかったのであれば、そこを事業実績における課題に書かないと、事業内容とリンクをしていないので、事業評価として見づらい、理解づらいと思う。毎度この事業評価の時に出てくる話ではあるが、男女共同参画センター以外の担当課は他の業務を抱えているた

め、抜けが多い。集計段階で適宜聴取して修正する形をとらないと、正確な把握ができないのではないかと
思う。

【朝倉会長】今の件は事務局としてどう対応するかという、何か返答はあるか。

【男女共同参画センター中村所長】毎年、全庁に取り組み評価を投げて回答が上がってきたときに、求めている答えではないところがあり、意味がわからないところは電話により確認を取り、補足として加筆をしている。それが不十分だったところがあったと認識をしている。また、様式を少しずつ変え、照会をかけるときに気をつけたいとは思っているが、今指摘があったので、事業評価部会でも担当者と直接話をする機会があると思うので、調査をかけるときに気をつけて書かせるだけではなく、普段の業務の中でも情報共有できるように取り組んでいきたいと思う。

【朝倉会長】他のところも何が課題なのかということがはっきりわかれば、それを解決する方法があるかもしれないし、我々審議会で、もしかしたら検討しなければいけないことかもしれないし、あるいは答申として、市長まで戻す必要がある項目かもしれない。その仕分けをきちんとできることが、この事業評価の一番大事なところだと思うので、そこがわかるように、必要なところを埋めておいてもらいたい。他に質問、意見はあるか。

【後藤委員】事業コード11、「社会的性別の視点を持ち、国際社会の促進および国際理解に向けた情報の収集と提供」というところで、事業実績に国際交流協会に支援したということ、コロナで支援事業はできなかったと書いているのだが、事前に送ってもらった基本計画の中で、基本目標「国籍の異なる市民との交流通じ国際的視野に立った男女平等意識への理解を促進します」と、とても良い文言があるが、国際交流が姉妹都市だけにとらわれているのが残念だと思った。できれば、市民の中に外国籍の方がとても増えているので、そういったところも含めて、社会的性別の多様性などについて考えてもらえるようになれば非常に良いと思っ読ませてもらった。

【朝倉会長】事務局から何かコメントがあればお願いしたい。

【男女共同参画センター中村所長】協働政策課が国際交流協会の窓口になっている。今、外国人の方の生活がどのようになっているのか把握ができていない。私どものほうでは国際交流協会が日本語教室をしていて、教室が再開されたというところは把握しているが、それ以外の情報は持ち合わせていない。今回、意見をいただいたことを協働政策課に情報提供させていただき、次の機会になってしまってもいいかもしれないが、取り組み状況について確認したいと思う。

【後藤委員】私自身、国際交流で日本語会に参加しており、今の状況はやはりコロナで徐々に再開はしているが、外国人の労働者が現在少なくなっているということと、ボランティアのほうが増えている状況なので、なかなか活動ができない状態である。そういう人たちとの交流をできれば良いとは思いますが、実際問題としてそういった方は、仕事を中心に活動されているので、なかなかジェンダー問題などを具体的に話し合う場がない。姉妹都市以外の方でも何かしら他の視点で、考えることができるのではないかとと思うので、ぜひ一考いただければと思う。

【朝倉会長】事業コード11に関しては、事業実績の後半の35周年事業が計画されていたが中止になったというもので、Dの実施できなかったという評価になっている。しかし前半に、言葉を選ばず言うと、やや丸投げなところもあるけれど、やってはいる。そうすると「D 事業を実施できなかった」というのが適切なのか、むしろ、前半に書いているところがどういう成果だったのかということ、役所なりに報告いただくということのほうが大切な気がする。もし35周年事業のことをもって、事業を実施できなかったと言うのであれば、前

半はいらない。ここはもう一度、中身を担当課に確認する必要がある。

今すべて出さなくても、これについては継続審議ということになるので、お目通しいただき、次回以降の審議会でも議題になると思うので、今後の議論の時に出していただければと思う。次の会議ではその事業評価部会の結果とあわせて、答申書の案を検討して、そこに、今いただいた意見も含めて盛り込んでいく形になるのでご承知おきいただきたい。

8) 協議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度事業評価に関わる対応の実施方法について

【男女共同参画センター大塚主幹】事業評価による対話とは、事業評価部会が各事業担当課の取り組みを直接聞いて、問題意識を共有し、より良い取り組みを一緒に考え作っていく意見交換をする場である。習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領をご覧ください。審議会は、基本計画の進捗状況の評価に関し、事業評価部会を設置し、事業評価部会は評価を行うために、関係者、つまり各事業担当課職員の出席を求め、その説明もしくは意見を聞くことができるとされている。これを対話による評価、と表現している。対話による評価結果は次回の審議会に報告をいただき、その内容も踏まえたうえでの答申をいただきたいと考えている。

続いて、今回取り上げるテーマについて、対話のテーマは、6つの重点施策から選ぶこととしている。まだ取り上げていないテーマでの対話に取り組みたいことから、今回は「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」としたいと考えている。ワーク・ライフ・バランスの推進は行政だけではなく、市民や事業所の理解や働きかけがないと進んでいかないため、特に意見交換が必要なテーマであると認識している。本市では、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの現状と、経営者の考え方を把握するための「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」を平成27年度に開始し、令和3年度に3回目の調査を行った。この調査は市内事業所から無作為抽出した1,000事業所を対象に、昨年夏に実施したものである。今回の調査結果によると、行政のワーク・ライフ・バランスの推進施策の認知度が前回調査から減少している。事業所の取り組みを進めて行くためには、行政からの働きかけが必要であるが、多くの事業所は行政からの支援がないと認識している。このことから、この機会に周知方法についても見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めていかなければならないと考えている。そこで、ワーク・ライフ・バランスの周知啓発について、ご意見を賜りたく、お願いしたい。

【朝倉会長】評価の2本立てと申し上げたが、全体を先ほどの資料に基づいて評価していただくのと、もう一つは重点施策を毎年一つずつ順番にやっており、今年度5回目ということで、「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」を進めたいということだが、これについて意見はあるか。

【委員】異議なし

【朝倉会長】異議がないようなので、今年度のテーマについては、「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」ということで進めていく。事務局に確認をしたいのだが、先ほど、説明いただいた行政の政策に関する周知が、残念ながら落ちてしまっているということに関して、何か思い当たる節というか、理由みたいなことは行政の方では何か捉えているところはあるのか。実際、啓発の機会がコロナで減ってしまったとか、そもそも、ここで推進しているワーク・ライフ・バランスの推進ということ自体が、実は事業者たちのニーズに合っていないとか、色々な原因があるような気がするのだが、それに関して、何か行政のほうで分析しているところがあれば教えていただきたい。

【男女共同参画センター大塚主幹】細かな分析は現在のところできていないというのが正直なところである

が、優良事業所等の表彰や優れた取り組みをしている事業所の紹介、こちらについては、頑張っているところではあるが、その周知方法が行き届いていないことから、今回、コロナの影響もあるとは考えられるが、ワーク・ライフ・バランスの推進において行政の力が足りないのではないかと認識している。

【朝倉会長】そこについては今後も引き続き推進するということか。

【男女共同参画センター大塚主幹】その通り。

【朝倉会長】芦澤委員に、何かワーク・ライフ・バランス推進に関して進めていく上で、こういうことしっかりしていかなければ駄目だということがあったら、一言ご意見いただければと思う。

【芦澤委員】こういった前年度の市の結果についての評価というものも行っている中で、ほとんど慢性的に事業所に対する働きかけやワーク・ライフ・バランスの推進といったことに関する市の取り組みについて、なかなか計画通りに進んでおらず、低い評価が出ているということを結果として報告いただいているということに対して、この重点施策の中での、さらに重点テーマとして評価の対象にするという話があったことについては、ついにきたなと思っている。今日は部長と元男女共同参画センター所長も次長として出席いただいているので、過去のことも十分わかっていると思うが、市役所だけで取り組んでいけるテーマではない。特に日頃、市役所と関わりの低い事業所、事業所の中でも取りわけ経営者に対する周知であったり、施策、様々な市の制度の呼びかけであったりといったことが大事なテーマになると思う。この事業者に対するアンケートもどうかと思っているのだが、そもそも市のその制度を知っていますかと、誰に聞いているのか。誰に知らせるべきなのか、というところ自体が非常に曖昧だと思う。いろいろ課題はあると思うが、ぜひ、過去のことは別として、建設的な意見、対話の中で、過去のことを評価して、そして今後どのように改めていくべきだということについては、商工会議所から推薦されて、審議会の委員になっている立場として、また、市内の事業経営者の1人として、ぜひ、未来志向の対話を、担当部署である協働経済部の職員と話をして協力していきたいと、これからの活動に期待をしている。

【朝倉会長】私もそうなのだが、例えば年次休暇を取ろうという話が進んでいたが、年度末にバタバタと無理やり3連休取らなければいけないみたいな。何のためのものなのだろうみたいなことも、なきにしもあらずで、ワーカーにとっても経営者にとっても市にとっても、要するに皆がWIN-WINになっていくために、ワーク・ライフ・バランスとは本当は何であるかという共通理解がないと、うまく進まない気がする。そのところの歯車をどのようにしたら合わせられるかというところが結構重要な気がする。事業所調査だと、事業者には聞くが、ワーカーは必ずしも習志野市民でなかったりするし、他の地域に勤務されている習志野市内のワーカーに対しては、ワーク・ライフ・バランスの調査は基本的にしてないわけである。なので、何となくそこはボタンのかけ違いとまで言わないが、今、芦澤委員が仰ったように誰に向かって、どんなことを仕掛けたいのかということが、ややもすると少し食い違っているような、上手く建てつけられてないような気がする。そこでぜひこの機会に建てつけられて、このワーク・ライフ・バランスの推進が習志野市の成長戦略になっていくといいと思うので、事務局もそのような角度で進めていただければと思う。

【土肥委員】今、話を伺って思ったのだが、アンケートをとって意識調査をするということも非常に重要だと思うが、アンケートを取りながら、周知を浸透させていくという方法もあると思う。ただそのためには、紙面でのアンケートよりも、パソコンでクリックして、質問の内容が周知されていないと思うのであれば、ワーク・ライフ・バランスや市がこれから行っていこうとすることに対する、流れ的なものを視聴していただいて、さらにアンケートを取っていくとすると、今までは知らないかもしれないけれども、アンケート自体が周知のひとつの方法になるという方式も考えていっても良いのではないかなと思う。

【朝倉会長】アンケートについても、全体の構成としては過去を踏襲して、比較しなければいけないところもあるみたいなので、どこを定点観測して、どこを新しく建てつけていくのかということも含めて、検討していただければと思う。引き続きお願いしたい。

この協議事項に関しては併せて、対話を実施していただく男女共同参画基本計画の事業評価部会というのを、今年度、次年度とやるのだが、その委員の指名について、事務局から併せて説明をお願いしたい。

【男女共同参画センター大塚主幹】事業評価部会の委員指名について、習志野市男女共同基本計画事業評価部会設置要綱の第2条第1項に、事業評価部会の委員は7名以内の委員で組織し、審議会委員から会長が指名するとされている。このことから今回の事業評価部会委員について会長からご指名くださるようお願いしたい。

【朝倉会長】事前に事務局から皆さんに希望を調査しているということなのだが、都合が変わられた方はいるか。

【芦澤委員】事前の事業評価部会委員の都合のアンケート、今年度か来年度かどちらかということについて、来年度希望をすとお答えした。商工会議所からの推薦で委員を務めているが、商工会議所の役員の改選がこの11月に控えており、私の立場が変わる可能性がある。この審議会委員自体もそうであるが、今検討中のこの部会のメンバーとしても、1年間全うできない可能性が高いので今年は辞退したいという意味で書いたが、先ほどの話で、ワーク・ライフ・バランスが今年の重点的なテーマ、また活動の時期が7月8月に集中的に行うということであれば、年度の終わりまで、全うできない可能性が高いが、よろしければこの部会のメンバーに立候補したいと思う。

【朝倉会長】今年度をお引き受けいただける。

【芦澤委員】その通り。

【朝倉会長】今の芦澤委員以外の方は、変更なしということによろしいか。事務局の方から整理してメンバーを挙げてもらえるか。

【男女共同参画センター大塚主幹】今年度、来年度、2年間に渡って審議会の委員を皆様に務めていただくが、その中で希望ということでお聞きした。回答のあった方とまだ回答がなかったが、お願いできればということで計画していた。こちらの方でぜひお願いしたいという方々のお名前を申し上げる。大谷委員、笹生委員、五関委員、芦澤委員、富谷委員、土肥委員。

【朝倉会長】今の6名と私の7名が今年度の部会で、今名前が挙がらなかった方が、来年度ということによろしいか。

【委員】異議なし

【朝倉会長】では、そのように進めさせていただく。大体7月8月に2回。1回目で、事前にどう進めるかということ相談させていただき、2回目のときに対話を実際にやるという形になるので、ご協力をお願いしたい。

【大谷副会長】100%思いつきで言っているのだが、今回こういう特殊なテーマというか今までと多少毛色が違うテーマになると思う。毎回、このワーク・ライフ・バランスの、引っかかってしまう話で大体が、行政としてはこういう制度があって、こういう認証があると言っているけれども、なかなか利用率がないとか最終的なエンドユーザー的な人が行政で間を挟む感じになってしまっている。こちらは一生懸命頑張っても結果的に利用がないというところで、一番嫌なパターンというのが、市役所が頑張っているのに何でだろうと言って終わるというのが一番ありそう、かつ嫌なパターンだと思う。なので、改めてこの設置要綱を見ていて思ったのだが、いつも担当課の担当者の方が1名から2名、代表で来てくれている。これは審議に必要があると認め

るときは関係者の出席を求めて云々というくだりがある、その関係者が市役所の担当課ということなのだと思うのだが、別に市役所の職員だけでなくいいと思う。せっかく今の芦澤委員の話聞いていて思ったのだが、今年度継続して下さるのであれば、商工会議所など事業者側の団体の方から認証制度を使う場合の人を持ってきてもらって、何がいけないかというところを聞いてみるのもいいのではないかという気がする。今年に限っては市役所の人100%だとあまり実りがないかもしれないと思っているので、今後出席者の調整をされるのであれば、そこは考えてみるのもいいかもしれないと思う。

【朝倉会長】事務局どうか。

【男女共同参画センター大塚主幹】今後、検討をしていく。

【朝倉会長】もし事業者を呼ぶとなったら、芦澤委員、お願いしたい。

【西田委員】一番業務に近いので傍聴でもさせていただきたいと思う。今年度事業評価部会委員ではないが、今回のワーク・ライフ・バランスであれば私の業務が一番近いところにあるので、勉強させていただきたいという気持ちがある。

【朝倉会長】メンバー交代か。今決まるか、それとも継続審議か。

【協働経済部小倉次長】委員は7名までなので、西田委員が入って7名であればよいと思ったが、現在7名なので部会の委員ではないが、参加というところではできるように考えたい。

【朝倉会長】メンバーとして入っていただければその方がいいし、調整をしてもらいたい。

【協働経済部小倉次長】委員は7名というところが引っかかるところである。また調整させていただく。

【男女共同参画センター大塚主幹】今、メンバーの変更をする。

【芦澤委員】それをお聞きする前に、一つ提案させていただきたい。部会のメンバーは、会長が指名ということになっているので口を挟むべきではないのは承知しているが、メインテーマがワーク・ライフ・バランスということなので、実は私も西田委員のような社会保険労務士として、企業の働く方々の立場をよくご存知の方にはお入りいただくべきだなというように感じていた。もし西田委員がお入りいただくのだとしたら大賛成である。更に申し上げると、今日は欠席されていて、名前を挙げてしまって恐縮であるが、労働分野からの委員としての杉山委員。経営者に間もなくなる方と承知しているので、このテーマにはお入りいただいた方が、より良い評価ができるのではないかと感じる。一方で、例えば、学校の方や町内会の方とかあまり労働の事業所のことに直接関わりの低い方には、ご都合があらうかと思うが、どちらかという今年度のテーマとは少し関わりが薄いので、ご遠慮いただいてもよろしいのではないかという気がする。

【五関委員】私もそう思う。

【協働経済部小倉次長】部会の委員の件については、今いただいた意見を承り、検討をさせていただく。部会の審議会委員として参加するのか、関係者として参加するのかという立場も変わってくると思うので、そこはまたこちらで検討させていただければと思う。

【朝倉会長】その結果はいつごろか。

【協働経済部小倉次長】調整後、また別途お知らせをさせていただく。

【朝倉会長】それでは、事務局一任ということよろしいか。そこだけ確認を取っておかないとよくないと思うので、芦澤委員の意見を尊重するのと、大谷副会長の意見を尊重するという上で、事務局一任ということにさせていただきたいと思うがよろしいか。

【委員】異議なし

【協働経済部小倉次長】それでは、皆様のご意見をお受けして、事務局の方で調整を図りまた後日連絡を

させていただきたいと思う。

9) 報告

(1) 習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ制度(案)について

【男女共同参画センター中村所長】これまで審議会においていただいたご意見、パブリックコメントの意見をもとに、スケジュールの調整と要綱案を整備した。第10期男女共同参画審議会としては初めての会議となるので、これまでの経過から少し説明させていただく。事前配布資料6-1をご覧ください。

パートナーシップ制度とは一般的に、性的指向及び性自認・性別違和などの性的少数者の権利を守る制度として認知されているもので、2者が互いを人生のパートナーとして届け出をし、届け出があったことを市が証明する制度のことをいう。この取り組みは平成27年度に世田谷区と渋谷区で始まり、全国で150の自治体で取り組んでおり、千葉県でも千葉市、松戸市、浦安市、船橋市、市川市と続いている。本市は、家族のあり方が変化している状況をとらえ、誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできるまちの実現を目指し、制度の事務に関する「習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱」を制定し実施しようとするものである。本市のめざすパートナーシップ制度は、性的少数者カップルだけでなく、互いに助け合い共同生活を送ろうとする2者をパートナーとし、さらに、同居する2者の18歳未満の子も含めた家族の暮らしやすさの保障につながる制度として構築している。制度にかかる手続きについては、資料の図をご覧ください。法律に基づく権利・義務は発生しないが、証明書、証明カードの提示により、行政手続きにおける代理申請や市営住宅入居などの行政サービスの利便性を図る。さらに、市民生活においても、住宅の賃貸契約や病院での手術の同意、立ち合い、生命保険の受取、クレジットカードの家族カード作成、携帯電話の家族割サービスなどの取り組みが既に始まっている。このように、市が対外的に2者の関係性を証明することにより、広く社会の中で多様な家族のあり方に対する理解が深まるよう、取り組んでいきたいと考えている。特に今のコロナ禍のような不安な時代の中では家族と同様と認められることが、地域での暮らしやすさに結び付くと考えている。

本制度案については、令和3年10月26日開催の第2回審議会で説明させていただいた後、当事者団体へのヒアリング、先進自治体の調査、本市行政サービスの調査を実施した。その後、令和4年2月15日から3月16日までの間、制度の考え方についてパブリックコメントを実施した。パブリックコメントとは、市の基本的な政策や制度、計画や条例などを定める際に、市民に公表し、寄せられた意見を反映させるしくみのことをいう。令和4年3月16日開催の第3回審議会では、パブリックコメント意見及び要綱案の進捗状況について報告を行った。第3回審議会でいただいた意見は要綱案に関するものとして3点、交付番号の公表、宣言書受領証明カードの有効期限、宣言書受領証明カードにかかる無効条項の設定についてと、制度構築に関するものとして掲載させていただいている。パブリックコメントの実施結果について、40人から61件の意見をいただいた。回答案は第3回審議会でいただいた意見を踏まえ、作成した。制度案や要綱案について、パブリックコメントの意見を反映させた部分は特になく、今回のパブリックコメントについては、制度について賛成・反対を伺ったものではなかったが、制度の導入に否定的な意見が多く寄せられたことから、今後しっかりと周知に取り組んでいく必要があると認識しており、審議会でも同様な意見をいただいている。そこで、スケジュールの見直しを図り、令和4年5月導入のところを6月とし、1か月の啓発期間を設けた。広報習志野5月1日号に啓発記事を掲載するとともに、レインボー千葉の会の協力をいただき、5月28日に啓発講座を開催するよう準備を進めている。このほか、習志野市医師会理事会への事前説明の調整、習志野商工会議所会報への記事掲載の依頼、これらに使用するチラシやガイドブックの準備を進めている。

要綱案については、令和3年度第3回審議会で示したのから、文言整理を含め少し修正している。パブリックコメント中でも同居でなくてもパートナーとしてもよいのではないかという意見はあったが、第3条宣言の対象者、第3号で同居することを明確に規定した。また、宣言書受領証明カードの名称をパートナー宣言証とした。

本日の審議会で意見をいただき、16日の庁議を経て、要綱を制定し、6月より制度を施行していきたいと考えている。運営状況につきましては、都度審議会にて報告をさせていただく。

【大谷副会長】この間、無効条項なり取消条項がいるのではないかという話をしたときに、あまり正確な言い方はしていなかったのだが、色々条件が要綱上あって、それが、虚偽によるものだった場合にはというときののだが、言い分としては、申請書を受け取ったということであって、その2人の現実の関係性というのを証明しているものではないから、ということなのだが、明らかに要綱にあるような要件すら、充足をしていないという場合にはやはり受取行為を取り消す必要はあるのではないかと思う。実態のパートナーかどうかは誰もがわからないわけなので、そこは仕方がないというのは確かにそうなのだが、受領という言い方が習志野市の制度でいうと特殊な言い方になっている。大体届け出というように書いているところが多く、その届け出の取消条項というのは、大体ある。その指摘をした時に私はどこまで言ったかというのは正直あまり覚えていないのだが、なぜここにそんなにこだわるかという、まず、申請、宣誓をしたときにはパートナーシップ関係にあるけれども関係が変化して別れてしまった、という場合と差がなくなってしまう。

別れた人が申請の時点では何も嘘はついていなくて、後発的にその関係ではなくなったというパターンと、その申請の時点から実は要件を満たしていなかったというのは全く別の話なので、やはりきちんと取消なり無効条項なりが必要だということになると思う。そこは後から別れたという人と一緒にしてはいけない部分だと思う。

二つ目、証明書やカードを返すということで十分じゃないかという考えなのだと思うのだが、これは心配すぎなのかもしれないが、取り消さないで証明書だけ返したとなると、取消条項をしておかないと、その宣言を受領したと何かしら市役所の中で記録をとると思うが、取消と書いておけないわけである。そうなったときに例えば再発行して欲しいと言われたら、拒否する理由がなくなってしまうのではないかと思う。そのためにも最初の提出行為は取消にしておかないといけないし、取消条項があるのが普通である。習志野市内の別の制度で優良企業の中に認証制度がある。先ほど見たのだが、あれは受理取消がある。あれと同じ建てつけで良いと思うのでやはりいると思う。受領の取消というのは、きちんと違うものは違うと言っておかないと、色々トラブルがあるし、先日会議の時に、土肥委員から有効期限を定めたらどうかというのを、事務の煩雑性とかもあると思うので、定めなくてやるというのであればそれは仕方がないのだが、有効期限を定めないのであればなおさらのこと、瑕疵があったなら瑕疵があったというところで、取消という記録を取れるように取消条項を記載しておかないといけないと思う。

もう少し踏み込んで言うと、以前に送っていただいた、千葉市のヒアリングの、復命書というものである。その中で私もよく言っていることがよくわからないのだが、条例改正についてというのが最後のところであって、ハーモニー条例の理念をまずパートナーシップ制度に結びつけるのは無理があるのではないかと書いてあって、いずれは条例改正することになるかと思うという。これが習志野市の意見なのか千葉市の意見なのかよくわからないのだが、普通に考えて、このパートナーシップを今は要綱で始めるけれども、将来的に、条例でやるっていう意味なのかと私は思った。条例でやるのは別に構わないと思うのだが、もし条例で、今回のようなパートナーシップ制度をやるとなった場合には、法的効果を伴う。法的効果を伴うということは

行政手続法に則る。そうなってくるとやはり取消の問題というのが出てきて、要綱なり条例の中に取消事由をやっておかないと非常に大変なことになるので、将来的な条例化というのを視野に入れているのであればやはり今のうちに整備をしておいて損はないと思うので、そこは再考をお願いしたい。

【男女共同参画センター中村所長】まず、復命書について、ハーモニー条例というくだりは、千葉市の男女共同参画の条例がハーモニー条例という名前であり、LGBT や、多様性、ダイバーシティといった視点で条例改正をしなければいけないということを考えていることは、千葉市の職員の発言である。今、大谷副会長からご指摘いただいた部分であるが、市役所法務の担当とも話してはいる。他の市が取消条項を設けているということも、法務には投げかけた上で、回答をもらい、ここに示させていたいただいているところであるが、もう一度、法務と協議させていただきたく。

【大谷副会長】法務とは誰か。弁護士か。

【男女共同参画センター中村所長】弁護士ではない。市役所の中の条例や、要綱を作るのは担当課が作るのだが、書き方のチェックをする専門の職員がいる。そこともう一度協議をさせていただきたいと思う。

【朝倉会長】今回、制度の開始を1ヶ月延ばしたとのことで、どういう検討がなされて、どういう差があったのか、どういうふうの内容を詰めたのかということが説明できる状況にしておくことが、パブリックコメントをいただいた方への説明という意味でも意味があると思うので、そこについてはきちんと整理しておいていただくとありがたい。今の意見もとても重要な点だと思うので、結果が元の通りであれば、こういう検討をして、要するにこういう選択肢がある中で、こういう判断になったということが大事なので、結果が同じだからといって、そのまま放置するわけではなく、検討した結果、元と同じになったというのは意味があることなので、そこがわかるように整理をしておいてもらいたい。

10)その他

【男女共同参画センター中村所長】1点目、昨年の7月から8月にかけて、ワーク・ライフ・バランスの事業者調査をさせていただいている。今回報告書としてまとめたので、お配りしている。

2点目、令和4年6月19日に男女共同参画週間事業として、講演会を予定している。サンロードの6階大会議室で開催する。6月になると受講される方の募集が始まるので、タイミングを見て、委員会の皆様にも情報提供させていただきたい。

3点目、次回の審議会、そして事業評価部会、先ほど委員の方をどなたにということも含め、後日、日程について都合を伺わせていただきたい。次回の審議会については10月の上旬を予定している。こちら日程については皆様に複数候補日を提示させていただき、都合を伺い開催したいと思っている。

【芦澤委員】先ほど仰った2点目の日時をもう一度教えていただきたい。

【男女共同参画センター中村所長】6月19日10時からサンロードの6階の会議室で行う。コロナの関係で、会場に入る人数を調整させていただいている。せっかくの機会なので、Zoomで参加できるように整えているので、詳細は追ってお知らせさせていただく。

【朝倉会長】これをもって、令和4年度第1回男女共同参画審議会の会議を閉会する。